20ftl 成第 029
令和 2 年 6 月 24 日

関係者各位

ftl ビジネス・スクール/ビー・ワーク
施設長　髙原浩

7 月からの支援・訓練について

平素より、当事業所の運営に、ご理解ご協力をいただきありがとうございます。

先般ご承知の通り、政府は 6 月 19 日、新型コロナ対策で国が要請していた都道府県をまたぐ移動の自粛を、全面的に解除しました。また、ftl で指標としております東京都の「休業要請の緩和のステップ」も、6 月 11 日以降、ステップ 3 に引き上げられ、ほぼ全ての社会資源が、新しい生活様式を参考にしながら通常通りに運営されるようになっております。また、8 月以降は、障害者枠の採用活動を再開する企業も出始めることが予想されております。当然、利用者のみなさんについても、ftl を利用することにした本来の目的や筋を見失うことなく、自粛期間の遅れを取り戻して行く必要があります。具体的には、就労準備性の基礎が整った方については就職活動を再開し、そうでない方については就労準備性の基礎を整える基礎的・実践的な訓練の再開が求められます。

以上のような状況を踏まえ、ftl における 7 月以降の支援・訓練については、利用者の分散出勤（分散通所）期間を原則終了とし、通常の終日出勤に切り替えさせていただきます。

なお、個別の事情への配慮は、これまで通り対応いたします。それぞれ、各担当にお問い合わせください。

また、保健所が観察対象にする「濃厚接触」にあたらないような環境設定（添付資料参照)、エアコン使用時であってもこまめな換気を実施すること、施設内共用部分の消毒、手洗い指導の継続、熱中症に留意しながらのマスク着用などの対策、出勤前の検温等の健康管理等については、今後も継続して行うこととします。

引き続き、ご理解とご協力のほど、よろしくお願いします。

「濃厚接触」の定義について

濃厚接触者とは、保健所が健康観察の対象とする人のことです。ftl では、訓練中に濃厚接触の定義にあてはまらないように留意し、指導・支援を行っていきます。

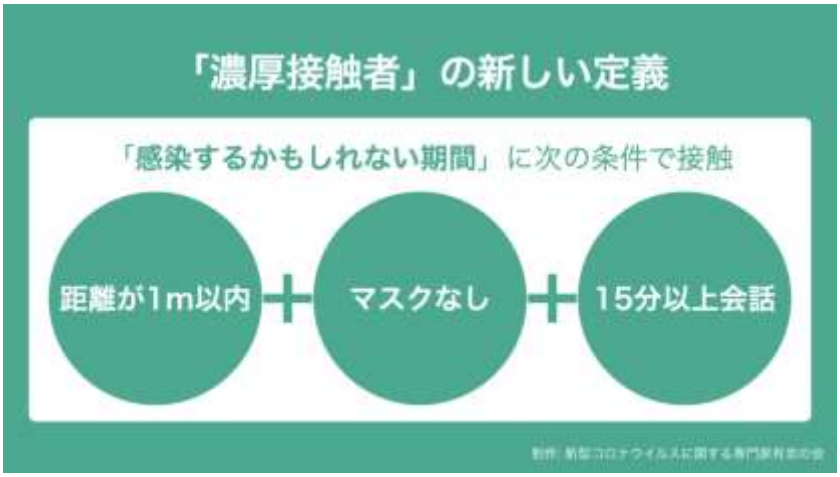

- 人との距離が 1m 以内の時は、マスクの着用を義務づけます。
- 熱中症予防のために、人との距離が 2m 確保されている場合は、マスクを外す事を推奨します。

手洗いのタイミングについて

手洗いの方法について